

つきましては三千六百五十万円の補正をしようとするものでございます。内
訳につきましては、公共下水道事業第二期事業認可設計委託料の二
千五百万円、五十一年度予定事業の実施設計委託料一千万円、地下埋設
物等移設補償料百五十万円でございします。その内容について御説明
申し上げますと、第二期事業認可設計委託料につきましては、福
生市公共下水道事業認可区域九百九十一・四ヘクタールのうちから、
残り五百三十五・四ヘクタールにつきまして、東京都新都市建設公社
に委託をしようとするものでございまして、認可設計書の完了を七月ご
ろと想定しておりますので、完了次第、都市計画審議会、市議会の
御意見等を伺いまして、東京都知事並びに建設大臣に事業認可
申請書を提出いたしたいと考えております。以上締めまして三千五
百万円の補正でございします。

次に第二表の繰越明許費の設定でございします。内容につきまして
はただいま歳出予算で御説明申し上げました公共下水道事業第二期
事業認可の委託でございまして、年度内完成が困難なため翌年

度に繰り越して使用するものでございします。

第三表の地方債補正につきましては、申請額とおりの地方債許可
予定がありましたので、歳入予算にあわせて限度額の変更をしようと
するものでございします。

以上、大変難解な説明でしたが、慎重御審議の上、御決定賜り
ますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) 国庫支出金国庫負担金の流域下水道防衛施
設分負担金の積算根拠はどのようになっているのか。多分以前に出
されたと思うが、そういうものと変わってきているのかどうか。

公共下水道事業費で国、都の補助金が減額になったということだ
けが説明されたのですが、その辺の理由をもう少し詳しくお聞きしたい。
○下水道課長(斉藤多市君) 自席からお答え申し上げます。

第一点の防衛施設分負担金が四千五百万一千円に確定したわけございま

すが、この金額につきましては、前年度流域下水道に福生市が納入した額を参考にいたしまして、防衛施設庁が見舞い金という形で補助負担をしておるわけでございます。四十九年度の福生市の負担金が一億四千六百八十八万五千円、そのうち環境分として基地分で三千七百六十八万六千円、処理場分として七百三十一万五千円という内訳で、合計四千五百万一千円の負担金をしていただくことになったわけでございます。

第二点の国庫補助金と都補助金の減額理由でございますが、これは全国各市が共通しておるわけでございます。福生市では国庫補助金として補助要望を出した金額九千六百三十五万円のうち十分の六が国庫補助でございますので、五千七百万円を国庫補助対象として申請をしたわけでございます。補助要望した場所につきましては五日市街道の青梅線牛浜踏切から牛浜郵便局の近くまででございますが、御承知のとおり国庫補助金につきましても相当全国的に減額がございまして、その波及を受けまして福生市では九百万円に確定をしたわけでございす。それにならしまして、都補助金につきましても二億円を補助対象

として要望したわけでございますが、都補助金につきましては三分の一が補助対象になるわけございまして六千万円の補助対象要望として提出したわけでございますが、ただいま御説明申し上げましたように一千二百万円として確定をしてきたわけでございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(林田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま林田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第四号は

原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第六議案第五号中央幹線支線排水路新設工事(第一工区)請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名を受けましたので、議案第五号につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。本案は中央幹線支線排水路新設工事第一工区の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事の場所は、すでに工事をやっております中央幹線につきまして、「五十番」というそば屋がございますが、あれから富士見通りを上に加へまして、バーの「スカイライン」というのがございますが、その前までで、工事の延長が百六十四・二六メートル、一千五百ミリの内径の排水口を推進工法

により施行しようとするものでございます。

この契約につきましては、別紙添付のように八社をもちまして入札にしましたところ、落札者がございませんので、最低の入札をいたしました株式会社浅沼組東京支店と予定価格をもって随意契約をした次第でございます。なお又、工期につきましては三月三十一日ということでございます。ただこれはただいま防衛施設庁において繰越明許の手続中でございますので、繰越明許の手続ができましたら、三月定例会におきまして議案を提案いたしましたして、実質的には六月三十日ごろまで工期を延長させていただく予定でございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○三番(原田生也君)

この契約の市の予定価格は幾らになりますか。

それかつ、どうも三回で落ちなかった場合随意契約になる可能性が非常に多いが、三回で落札しなかった場合、新規にやり直すという考えがあるか

どうかお聞きしたい。

○企画財政課長(上野重勝君) 予定価格は七千二百万円、最低入札が七千二百五十万円でございますので、判断いたしました。七千二百万円の予定価格内で契約ができるというふうに出ましたので、随意契約という形にしたわけでございます。

又、七千二百万円の金額ですが、御案内のとおり防衛関係の事業につきましては、防衛単価という特別の単価を用いております。東京都が用いている単価、あるいは又、一般的に用いられております単価に比較いたしますと、かなり低くなっております。したがってこれらの工事につきましては、なかなか落札ができない場合が多いわけでございます。指名がえというようなことも考えられますが、指名がえとしてはたして落札するかどうかという点についても若干疑念がございますので、この際予定価格の範囲内であれば、随意契約としたほうがよろしいだろうという判断でございます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第五号

は原案のとおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第七議案第六号中央幹線支線排水路

新設工事(第二工区)請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

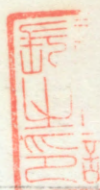
○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきまして、議案第六号につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は中央幹線支線排水路新設工事第二工区の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事の内容と申しますのは、議案第五号で説明を申し上げました中央幹線支線の第二期分として、バー「スカイライン」のところから産業道路のところまで工事延長二百四メートルを内径一千五百ミリの管を推進工法によって施行しようとするものでございます。

この契約につきましても別紙添付のとおり八社をもって入札をいたしました。落札いたしませんでしたので、最低入札者と予定価格をもって随意契約をした次第でございます。なお又、工期につきましては五十一年三月三十一日ということでございますが、前議案同様本案につきましても防衛施設庁の繰越明許の手続が完了次第、三月定例会に繰越明許の議決をい



ただきまして、工期を六月三十日までとしたいと考えております。この契

約の相手方といたしましては、フジタ工業株式会社東京支店取締役支店長五味正夫でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(応答なし)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(木田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま木田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり同意されたい旨の動議が提出さ

れましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六

号は原案どおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第八議案第七号 福生市学習等供用施設等新築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、議案第七号につきまして提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本案は福生市学習等供用施設等新築工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事は御案内のとおりいわゆる市民会館の工事でございます。



その内容につきましてはすでに全員協議会、本会議等で御説明を申し上げてございますが、今回別紙添付のとおり十の共同企業体を選びまして入札をいたしましたところ、竹中・田村建設共同企業体が十五億四千八百八十万円をもって落札をした次第でございます。

なお、それぞれの内容につきましては案分でお示しておりますが、特別集会施設分として八億八千四百七十五万円、コミュニティセンター分として三億三千九百万一千円、公民館分として二億四千万二千円、老人福祉センター分として八千五百九万一千円等になるうかと思っております。この工期につきましては契約確定の日から五十二年三月三十一日まで、来年度一ぱいということでございます。

竹中・田村建設共同企業体の出資率につきましては、竹中工務店七〇%、田村建設三〇%の割合でございますし、又、この代表者は竹中工務店となっております。

以上、簡単であります。提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(応答なし)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第七号は

原案とおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

これより暫時休憩いたします。

午前十時四十四分

休憩

午前十一時 開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(五行抹消)

日程第九議案第百二十五号福生市基本構想の制定についてを議題といたします。

本案については福生市基本構想審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

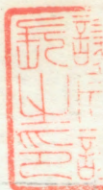
(福生市基本構想審査特別委員長 小堀仁七君登壇)

○福生市基本構想審査特別委員長(小堀仁七君) 委員長が病気の

ため、かわって副委員長の私が報告をさせていただきます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして、委員会の審議の概要を補足して説明を申し上げます。



す。

開会直後、付託されました案件について審議の進め方、及び資料要求のあった場合の取り扱い、並びに委員会の審議予定等について御協議申し上げ、全委員の御了承を得たので、議事に入りました。

まず理事者から提示された議案の訂正について、委員会はこれを了承し、本会議にも提出していただくことを確認してから、担当課長より議題の基本構想全般について、その組み立て方の説明を聞き、以後順序に従い、それぞれの区分ごとに内容の説明を受け、質疑を行いました。

「第一前文」と「第二構想の策定」の中で質疑は、基本計画の提出、基地の取り扱い、将来の人口、他に見られない魅力を持つまち、基本経済、基地存在による財政の圧迫、自治権の問題等について、「第三施策の方針」の「一、建康で幸せな市民生活をまもるまち福生市」の中では、人口急増の解釈、交通災害の増大、特殊医療施設、保護基準の引き上げ、老人医療無料化、婦人問題、学童保育、福祉年金の収支認定、児童の教育基本、公害、がんの予防等について、同じく「二、魅力にあふれる住みよいま



(前ページ抹消分)



○議長(貫井喜代次君)

思います。

議題に入る前に、一言御訂正を申し上げたいと

休憩前に同意されました議案の最終発言中、「議案第七号」と「議案第六号」と申し上げたところでございしますので、議案第七号の誤りでしたので、謹しんでここに訂正をいたします。



ち福生市」の中では、喜びと誇りを持つる本市、米軍人のハウス、各種福祉施設の住宅、ホテル公園、土地利用の純化、市内循環バス、住宅問題、緑地の保全、大型店舗の進出、企業の低公害化及び適地への誘導、農業後継者の育成、市民参加による消費者保護、市民定着の必要性、道路網の整備と商業の関係、生産緑地化、消費者経済と社会福祉のつながり等について、同じく「三、豊かな人間性と文化を育てるまち福生市」の中では、学校教育の中の高校、大学の問題、高校進学率、非行問題、幼稚園の設置、教職員の資質の向上、文化等について、「第四構想の推進」の中では、財政計画、コンピューターの導入、科学的な手法、市民参加のまちづくり、職員の資質の向上、公聴の問題等について、最後に総括的な質疑として、もう一つの柱として基地の返還を加える考えはないかなど、各項目にわたるこれらの質疑がありました。それに対し、市長、助役、関係課長から、この基本構想は基地のあることを前提として策定したものであり、十年、二十年先を見たまちづくりの最大公約数を盛り込んである。御指摘のあった細部の問題は今後基本計画や実施



計画作成の際考えていくとそれぞれ答弁がありました。

なお、審議の途中、文章上の字句の使い方について委員より指摘があり、理事者から訂正の申し出がありましたので、委員会はこれを了承し、後日本会議に提出していただくことにいたしました。

以上のような審議の過程を経て、最後に本案についてお諮りいたしましたところ、異議なしと認めて、議案第百二十五号は原案のとおり可決した次第であります。

何とぞ委員会の決定とおり御可決されますようお願い申し上げ、補足説明といたします。はなはだ雑駁でございましたが、委員長にかわって説明をいたしました。

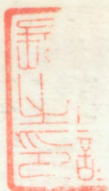
○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。



討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。二番松山 清君。

(二番松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第百二十五号福生市基本構想の制定について、

反対討論をいたします。

本構想の前文にもありますように、本市のまちづくりの目標が「すべての市民が福生市に住むことに喜びと誇りを持つことのできる未来を築きあげることにある」と、それならば現在当市において大きな問題の一つであります横田基地についてどのように取り扱うか、きわめて重要な内容を持っております。しかるに本構想では「福生市の特性と課題」において「返還の可能性はきわめて希薄な現状にある」、又、「基本構想策定の範囲」においても「六十年代までに全面返還の可能性を想定することが困難な現実にある」というようにそれぞれ分析し位置づけられております。

しかし基地が市財政を圧迫し、市民生活に大きな不安と障害をもたらしている現状を認識するならば、困難な課題といえどもその返還を

